

第 11 次船員災害防止基本計画について

今週は、「第 11 次船員災害防止基本計画」を策定しましたのでお知らせします。

「船員災害防止基本計画」とは、船舶所有者、船員、国、船員災害防止協会などの関係者が一丸となって取り組む「船員災害防止」の指針として、国土交通省は、「船員災害防止活動の促進に関する法律」に基づき、5 年ごとに定めることとされています。

死傷災害の発生件数は毎年度着実に減少、疾病の発生件数は年によっては増減があるものの減少傾向にあることを踏まえ、「第 11 次船員災害防止基本計画（平成 30 ～ 34 年度）」は、次のように策定しました。

▽船員災害の減少目標

死傷災害	一般船舶	14 % 減	疾 病	一般船舶	14 % 減
	漁 船	11 % 減		漁 船	11 % 減
	全 体	16 % 減		全 体	13 % 減

(参考) 第 10 次船員災害防止基本計画における減少目標					
死傷災害	一般船舶	11 % 減	疾 病	一般船舶	12 % 減
	漁 船	15 % 減		漁 船	5 % 減
	全 体	13 % 減		全 体	10 % 減

▽主要な対策の推進

「第 11 次船員災害防止基本計画」では、「第 10 次船員災害防止基本計画（平成 25 ～ 29 年度）」で策定した 6 項目と、約 2 割の事業者が雇用している船員から「メンタルに関する相談」や「パワーハラスメントに関する相談」を受けていることから、「パワーハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保」を加えた、次の 7 項目としました。

- ①作業時を中心とした死傷災害防止対策
- ②海中転落・海難による死亡災害防止対策
- ③漁船における死傷災害対策
- ④年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病防止対策
- ⑤生活習慣病などの疾病防止対策
- ⑥パワーハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保(新規)
- ⑦その他の安全衛生対策

また、基本計画で掲げた減少目標を達成するための、毎年の船員災害の減少目標および具体的な対策については、前年度末に「船員災害防止実施計画」を策定しますので、策定後にお知らせします。

細 詳	第 11 次船員災害防止基本計画（概要）	
	http://www.mlit.go.jp/common/001219033.pdf	
	第 11 次船員災害防止基本計画（本文）	
	http://www.mlit.go.jp/common/001219034.pdf	